

平成29年（行ウ）第10号

普天間飛行場代替施設建設事業に係る岩礁破碎等行為の差止請求事件

原告 沖縄県

被告 国

求釈明申立書

平成29年12月20日

那覇地方裁判所民事第2部合議A係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 宮 國 英 男

弁護士 松 永 和 宏

弁護士 仲 西 孝 浩

弁護士 加 藤 裕

原告指定代理人

沖縄県知事公室

知事公室長 謝 花 喜一郎

基地対策統括監 池 田 竹 州

辺野古新基地建設問題対策課

課 長 多良間 一 弘

副参事 城 間 正 彦

副参事 田 代 寛 幸

班 長 新 垣 耕

主 幹 神 元 愛

主 査 知 念 敦

主 査 山 城 智 一

主 任 山 城 正 也

主 任 川 満 健太郎

主 事 大 城 和華子

沖縄県農林水産部

部 長 島 尻 勝 広

農漁村基盤統括監 仲 村 剛

参 事 新 里 勝 也

水産課

課 長 平安名 盛 正

班 長 七 條 裕 蔵

主任技師 岸 本 和 雄

主 査 登野盛 真 一

沖縄県土木建築部海岸防災課

副参事	普天間 朝 好
班 長	中 村 猛
主 任	矢 野 慎太郎

沖縄県環境部環境政策課

班 長	知 念 宏 忠
主任技師	愛 甲 俊 郎
主 任	知 名 光太郎
主 任	崎 枝 正 輝
主 任	神 谷 大二郎
主 任	具志堅 洋 介

差止請求との関係において、「司法権」（憲法 76 条 1 項）ないし「法律上の争訟」性（裁判所法 3 条 1 項）に関連して、原告は、平成 29 年 10 月 30 日付けで第 3 準備書面および第 4 準備書面を提出したが、被告はこれに対する認否の書面も提出せず、「すべて争う」と口頭で認否した。

また、原告は、同年 11 月 2 日付けの「訴えの変更申立書」により、本件確認の訴えを予備的請求として追加し、本件確認の訴えと「司法権」ないし「法律上の争訟」性に関して主張をしたが、被告第 2 準備書面では概括的な認否がなされているだけである。

さらに、原告は、本件確認の訴えと「司法権」ないし「法律上の争訟」性に関して、同年 12 月 7 日付けの原告第 7 準備書面および第 8 準備書面において主張を補充したが、これについて、本日までに、被告は何らの対応もしない。

以上のとおり、本訴訟については、主張が尽くされていないものであり、被告が具体的に争う箇所およびその具体的な争いの内容を踏まえて反論をするため、本件確認の訴えと「司法権」ないし「法律上の争訟」性に関して、以下のとおり、求釈明を申し立てる。

求釈明 1

原告は、第4準備書面において、「裁判の理由の中で示した法律的判断は、そのすべてが（事実上の）拘束力のある先例としての『判例』（以下、『判例』はこの意味で用いる。）となるものではない。裁判の理由の中で示された法律的判断のうち、当該事件における当該論点の結論を直接に導き出すことのできる命題のみが、判例となる判断である。」と主張したが、これに対する被告の認否は「すべて争う」というものである。

最高裁判所判決の理由の中で示された法律的判断のうち、（事実上の）拘束力のある先例としての判断はどの範囲であるのかについて、被告の主張を明らかにされたい。

求釈明 2

原告は、第4準備書面において、「国や地方公共団体は、公法上及び私法上の権利義務の帰属主体となりうるものであるが、基本的人権の享有主体とはなり得ないものであり、国が基本的人権の享有主体たる『国民』となることはありえない。」と主張したが、これに対する被告の認否は「すべて争う」というものである。

- (1) 被告は、国および地方公共団体は、「国民」であると主張するのか否かを明らかにされたい。
- (2) 被告は、国および地方公共団体は人権享有主体であると主張するのか否かを明らかにされたい。

求釈明 3

原告は、訴えの変更申立書の「法律上の争訟」性にかかる主張において、

「被告は、本件水域における岩礁破碎等を伴う公有水面埋立工事について公有水面埋立法に基づく承認を受け、公有水面埋立工事に着手をしている。そして、岩礁破碎等許可の要否（本件水域における漁業権の存否）について、原告と沖縄防衛局は異なる見解を主張し（甲A9～甲A21）、原告は沖縄防衛局に対して、岩礁破碎等を行うには岩礁破碎等許可が必要であるとくり返して行政指導を行い、沖縄防衛局はこの指導に従うことを拒否している。沖縄県漁業調整規則 39 条 1 項違反には、水産資源保護法の委任により、規則 52 条、54 条により罰則が定められている。そうすると、本件水域において普天間飛行場代替施設建設事業に係る岩礁破碎等工事を行おうとしている国が、刑罰という不利益を回避するために、沖縄県を被告として、本件水域における岩礁破碎等行為の不作為義務の不存在確認請求をすることは可能であると考えられる。」と主張した。

被告は、この主張を争うのか否か、争うとすれば、具体的にどの点をどのように争うのかを、明らかにされたい。

以上